

奈良県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画公園事業五・五・一三号新沢千塚古墳群公園

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成二十四年三月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分 平成二十四年三月奈良県告示第五百三十号の事業地のうち、橿原市川西町地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分 変更なし